

# ガラスにまつわるエトセムラ

妖精の森ガラス美術館 三浦 和

今年度も最後の月。卒業や異動など、新生活の準備で慌ただしい3月がやってきました。この時期は卒業、異動等の記念品を用意する時期でもありますが、何にしようかとご検討中の方、今年はガラス美術館の作品を記念品として贈りませんか？

具体的な形状や大きさ等が決まっていなくても大丈夫ですし、1個だけでも喜んでお受けいたします。デザイン等はスタッフがお客様と打合せをして提案いたします。尚、受注内容によっては完成までお時間をいただく場合もありますので、早めにご相談いただくと余裕を持って作品をお届けできるかと思えます。

先月号でお話しした三垣さんのレースガラス作品も展示販売中です。綺麗なレース模様の作品を記念品にされても素敵だと思います。気に入った方はお気軽にお問合せください。



記念品参考作品（一輪挿し）  
高さ9センチ、胴回り6.5センチ  
価格:1点5,000円(税込)



三垣さんのレースガラス作品も  
素敵な贈り物になると思います。

お問い合わせ先 妖精の森ガラス美術館 電話(0868)44-7888

## 水道・下水道使用料金の改定について

令和2年4月(6月請求)分より水道使用料、下水道料金について下記のとおり改定します。

### 水道料金(1か月あたり)

現行(消費税込)

基本料金 (水量10m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
上水道	
2,037円	213円
上水道	
(香北・中谷地区) 2,444円	244円
飲料水供給施設	
2,037円	203円



### 改定(消費税別)

基本料金 (水量10m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
上水道	
2,000円	200円
飲料水供給施設	
2,000円	200円

### 参考(消費税込)

基本料金 (水量10m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
上水道	
2,200円	220円
飲料水供給施設	
2,200円	220円

### 下水道料金(1か月あたり)

現行(消費税込)

基本料金	基本料金 以外の料金
生活世帯	
(1世帯当) 1,650円	(世帯員1人当) 550円
事業所等	
(10m <sup>3</sup> まで) 1,650円	(1m <sup>3</sup> につき) 176円



### 改定(消費税別)

基本料金	基本料金 以外の料金
生活世帯	
(1世帯当) 1,500円	(世帯員1人当) 600円
事業所等	
(10m <sup>3</sup> まで) 1,500円	(1m <sup>3</sup> につき) 170円

### 参考(消費税込)

基本料金	基本料金 以外の料金
生活世帯	
(1世帯当) 1,650円	(世帯員1人当) 660円
事業所等	
(10m <sup>3</sup> まで) 1,650円	(1m <sup>3</sup> につき) 187円

### 改定の理由

水道・下水道事業の管理・運営は老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなか、将来にわたって安定的にサービスを提供するため、より健全な経営基盤を構築することが求められています。簡易水道や下水道は会計の統合や公営企業法を適用した会計方式へ移行し、経営状況を的確に把握して『独立採算』に近づけるよう国県から厳しい行政指導があります。

鏡野町でも平成30年度から水道事業及び下水道事業は地方公営企業法を適用し『会計の見える化』と『独立採算』を会計運営の基本とする公営企業会計に移行しました。平成30年度の決算では水道事業の料金回収率(供給単価/給水原価)は59.8%、下水道事業の経費回収率(下水道使用料/汚水処理費)は45.3%になりました。どちらも100%を下回っており、使用料収入ではまかなえていない状況です。将来にわたって安定的な経営を行っていくため、令和元年12月の鏡野町議会において水道料金・下水道使用料の改定案を承認・可決いただき、改定することとしました。

今後もより効率的な事業運営と健全経営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 担当:角田・木多・西村 電話(0868)54-0001